用 語 集

用語集(五十音順)

新見市国民保護計画の本文中で使用される用語の意味は次のとおりです。

【安否情報】

避難住民及び武力攻撃災害等により負傷し又は死亡した住民(当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む)の安否に関する情報(行方不明者の情報は含まれない。)。

【応急復旧】

一時的な補修や修繕のことをいい、武力攻撃災害等の際に当面の機能を回復させる。

【化学兵器】

人工的に生成された化学物質により人間を致死させる兵器の総称。

【核兵器】

核兵器とは、核分裂による熱核反応・核融合反応などによる熱や光・放射線及び爆風等による破壊や人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で放射能兵器を含めることもある。

【関係機関】

本計画に規定する事業・業務に関係する全ての機関をいう。

【危険物質等】

引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体 又は財産に対する危険が生ずる恐れがある物質(生物を含む)で政令で定めるもの。

【基本指針】

政府が、国民保護法第32条の規定に基づき、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画並びに指定公共機関の国民保護業務計画が作成される。

【救援物資】

救援の実施に当たって必要な物資(医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資)。

【緊急対処事態】

武力攻撃の手段に準じた手段を用いて多数の人を殺傷する行為が生じた事態又は当該行為が発生する明確な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。

【緊急物資】

避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材。

【ゲリラ】

ゲリラは、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避し、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱によって戦争を継続する方法、そのような展開になった戦争、さらにそうした戦争を行う組織。

【国際人道法】

国際的な法規の集合体。国際人道法には明確な定義は決まっておらず、明文化されない 慣習法も含まれる。

【国民保護協議会】

国民保護法第37条(都道府県国民保護協議会)及び同法第39条(市町村国民保護協議会)の規定に基づき、都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会。

【国民保護協議会委員】

都道府県又は市町村の設置する国民保護協議会の委員として、知事又は市町村長から任命された者。

都道府県国民保護協議会の委員は、指定地方行政機関の長又は職員、自衛隊に所属する者、副知事、教育長、警察本部長、都道府県職員、市町村の長及び消防長、指定公共機関又は指定地方公共機関の役職員、知識又は経験を有する者のうちから知事が任命する。市町村国民保護協議会の委員は、指定地方行政機関の職員、自衛隊に所属する者、都道府県職員、助役、教育長、消防長、市の職員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役職員、知識又は経験を有する者のうちから市長が任命する。

【国民保護業務計画】

国民保護法第36条の規定に基づき、指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ 実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して定める計画。

作成後は、指定公共機関は内閣総理大臣へ、指定地方公共機関は知事へ報告が必要。

【国民保護計画】

国民保護法第33条(指定行政機関)及び第34条(都道府県国民保護計画)並びに第35条(市町村国民保護計画)に定められている、武力攻撃事態等の発生時に国民を保護するための措置を実施することに備えて、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき、地方公共団体等が作成しておく計画。

【国民保護措置】

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置。 例えば、国、県、市町村及び関係機関が実施する国民の避難及び救難等の措置並びに力攻撃災害への対処その他の国民の保護のために実施される全ての措置をいう。

【国民保護法】

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年法律第112号)

【災害対策基本法】

国土をはじめ国民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災に関し、国、 地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など 災害対策の基本を定めた法律。(昭和36年法律第223号)

【自主防災組織】

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連携し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織。

【指定行政機関】

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(以下「事態対処法」という。)第2条第4号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の機関。

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防長、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省及び防衛施設庁。

【指定公共機関】

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、 ガス、輸送、通信その他の公共的事業を営む法人で、事態対処法第2条第6号の規定によ り、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されている機関。

【指定地方行政機関】

事態対処法第2条第5号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の 地方機関。

沖縄総合事務所、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安部、地方環境事務所及び防衛施設局。

【指定地方公共機関】

国民保護法第2条第2項の規定により、都道府県知事が指定する当該都道府県の区域内で電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公共的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人等。

【ジュネーヴ条約】

- 1949年8月12日のジュネーヴ諸条約。
- 第1ジュネーヴ条約戦地にある軍隊の傷者、病者の状態の改善に関する条約
- 第2ジュネーヴ条約海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者状態の改善に関する条約
- 第3ジュネーヴ条約捕虜の待遇に関する条約
- 第4ジュネーヴ条約戦時における文民の保護に関する条約
- 1977年のジュネーヴ条約追加議定書
- ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書
- ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書

【生活関連等施設】

国民保護法第102条並びに政令で定められた、武力攻撃事態等において武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼし、また周辺地域に著しい被害を及ぼす恐れがあると認められる施設。

【生物兵器】

生物兵器とは細菌・ウイルス・菌、又はそれらが生成する毒素を利用し人畜に致死性あるいは悪影響を与えることを目的とした兵器の総称。

【対処措置】

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、指定公共団体及び 指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために 必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民の保護のための措置などをさす。

【ダーティボム】

核兵器又は放射能兵器の一種で、放射性物質(主としてプルトニウムなど)を爆発により広範囲に拡散させ、人畜の致死又は悪影響を与えることを目的とするもの。

【テロ】

テロリズム(Terrorism)の略。

一定の政治目的のために、暗殺や暴行、粛清などの直接的な恐怖手段に訴える主義。暴力主義。またその行為。

【特殊部隊】

軍隊や警察及びそれに準ずる組織(情報機関や治安組織)において、特殊な任務を担当 する部隊や部署の総称。

軍隊においては、ある程度の専門性ごとに部隊が編成されており、特殊性を備えているが、その中でも総合的に練度や戦闘力に優れたものを対テロ任務や戦時における特殊作戦 任務につかせることがある。このような集団を一般に特殊部隊と呼ぶ。

また、警察や税関など、非軍事部門の機関に特殊活動を行う班を置き、これを特殊部隊に含める場合もある。

【トリアージ】

災害医療における多数の傷病者を重症度と緊急性によって分別する方法。判定結果は4 色のカードで表示して一般的に傷病者の右手首に取り付ける。

【避難経路】

避難道路、鉄道、空路等の避難に要する交通等の経路。

【避難実施要領】

知事から避難指示の通知を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、 手段その他方法などに関する具体的な内容を定めて、住民へ伝達し、関係機関へ通知する 要領。

あらかじめ、避難の指示があったとき、速やかに避難実施要領が作成できるよう、消防 庁が作成する避難マニュアルを参考に複数の避難実施要領のパターンを記載した市町村避 難マニュアルを作成する等の準備を行うこととされている。

【不発弾】

発射又は投弾された後、炸裂又は爆発することなく残存した砲弾、爆弾、ミサイル等を指す。弾頭は、火薬や爆薬以外の生物兵器や化学物質等のNBC弾頭の場合もある。

【武力攻擊】

我が国に対する外部からの武力攻撃。

【武力攻撃災害】

武力攻撃及び緊急対処事態に発生した災害。

【武力攻擊事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。

【武力攻擊事態等】

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

【武力攻擊予測事態】

武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。

【放送事業者】

放送法(昭和25年法律第132号)第2条第3号の2の放送事業者その他の法律(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。)の事業を行う者。

【ライフライン】

水道施設、下水道施設、電気施設、ガス施設、通信施設等。

[CATV]

ケーブルテレビ(Cable television)の略。ケーブル(同軸ケーブルや光ケーブルなど)を用いて行われる有線放送で、インターネット接続や I P 電話などのサービスも行われている。

【NBC兵器】

核 (N: Nuclear)・生物 (B: Biological)・化学 (C: Chemical) 兵器の総称。 放射能 (R: Radiation) を含め NBCR 兵器と呼ぶこともある。